

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

(私学振興・青少年課)

一頁

号外 (11) 平成二十九年 四月 一日

## 規 則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「環境生活部私学振興・青少年課」を「環境生活部環境生活政策課及び私学振興・青少年課」に改め、同条第三号中「特別支援教育課及び社会教育文化課」を「及び特別支援教育課」に改め、「高等学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十九年四月一日

平成二十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社